



～公益社団法人全国学習塾協会（JJA）事務局より～

全国学習塾協会とは…

当協会は1988年10月に設立され、2013年4月に内閣総理大臣より公益社団法人の認定を受け、**業界団体最大かつ業界唯一の公益法人**として、経済産業省・文部科学省・厚生労働省・国会議員等との窓口を担っており、日々、活動に尽力しております。

JJA通信では、当協会事務局より日々の活動・取り組みをみなさまにご紹介させていただきます。

Topics

○セーフティネット保証5号指定業種の期間延長について

新型コロナウイルス等の影響を考慮し、対象となる業種が令和2年5月1日から全業種が指定されており、当該全業種指定の期限が令和3年6月30日となっておりましたが、この度、全業種の指定期限につきましては、**令和3年7月1日～令和3年7月31日まで延長**となりました。

～セーフティネット保証5号指定業種とは～

【概要】

全国的に業況の悪化している業種に属することにより、経営の安定に支障を生じている中小企業者への資金供給の円滑化を図るため、信用保証協会が通常の保証限度額とは別枠で**80%保証**を行う制度

【対象者】

以下のいずれかの要件を満たすことについて、市区町村長の認定を受けた中小企業者が対象。

* 学習塾事業者は下記の（イ）を参照。

- （イ）指定業種に属する事業を行っており、最近3か月間の売上高等が前年同期比5%以上減少の中小企業者
- （ロ）指定業種に属する事業を行っており、製品等原価のうち20%を占める原油等の仕入価格が20%以上、上昇しているにもかかわらず、製品等価格に転嫁できていない中小企業者

【支援内容】

対象資金：経営安定資金

保証割合：80%

保証限度額：一般保証とは別枠で**2億8,000万円**

※セーフティネット保証4号と併用できますが、同じ枠となります。

【各種リンク集】

- ・一般社団法人全国信用保証協会連合会（各地域の信用保証協会一覧）

<https://www.zenshinoren.or.jp/nearest/>

- ・中小企業庁 セーフティネット保証制度について

https://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/sefu_net_5gou.htm

- ・セーフティネット保証5号の指定業種(令和3年7月1日～令和3年7月31日)の一覧

https://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/2021/210623_5gou_01.pdf



┌ 【お問い合わせ先】

└ 公益社団法人全国学習塾協会

└ 〒170-0005東京都豊島区南大塚3-39-2

└ TEL 03-6915-2293 FAX 03-6915-2294 MAIL info@jja.or.jp

└ ホームページ <https://www.jja.or.jp>